

佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 5 月 28 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 64 号

佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例(平成 26 年佐賀県条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(設置届等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、様式第 1 号の地域共生ステーション設置届によらなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は、様式第 2 号の地域共生ステーション設置届事項変更届によらなければならない。

3 条例第 3 条第 3 項の規定による届出は、様式第 3 号の地域共生ステーション事業廃止(休止)届によらなければならない。

(公表する事項)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 6 条の規定による勧告を受けた者が設置者である場合にあつては、当該勧告の対象となった設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、当該勧告の対象となった地域共生ステーションの名称及び所在地その他知事が必要と認める事項

(2) 条例第 6 条の規定による勧告を受けた者が管理者である場合にあつては、当該勧告の対象となった管理者の氏名及び住所、当該勧告の対象となった地域共生ステーションの名称及び所在地その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、様式第 4 号によるものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

年 月 日

佐賀県知事 様

設置者

印

地域共生ステーション設置届

下記のとおり地域共生ステーションを設置したいので、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

記

施設の名称	
施設の設置予定地	
施設の連絡先	電話番号 F A X 電子メールアドレス
設置しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
事業開始の予定年月日	
施設の管理者の氏名及び住所	
届出理由	<p>条例第3条第1項第1号該当 建築基準法別表第1(い)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積() m²) (消防法施行令別表第1(六)項口該当 消防法施行令別表第1(六)項八該当 その他())</p> <p>条例第3条第1項第2号該当</p>

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

設置者 印

地域共生ステーション設置届事項変更届

下記のとおり地域共生ステーション設置届に係る事項を変更したので、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例第3条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更の理由
- 3 変更の時期
- 4 その他参考事項

この様式に記載された個人情報は、地域共生ステーション設置届事項変更に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

設置者 印

地域共生ステーション事業廃止（休止）届

下記のとおり地域共生ステーションの事業を廃止（休止）したいので、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例第3条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止（休止）の理由
- 2 廃止（休止）の時期
- 3 その他参考事項

この様式に記載された個人情報は、地域共生ステーション事業廃止（休止）に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第4号（第5条関係）

（表）

第	号
写真	身分証明書
	所属 職名 氏名 生年月日
上記の者は、佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例第8条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日交付	
佐賀県知事	印

（裏）

佐賀県地域共生ステーションの非常災害
対策に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第3条の規定による届出の対象となる地域共生ステーションに立ち入り、当該施設の非常災害対策の措置状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。